

吸収信託分割の公告

株式会社SMB C信託銀行（受託者）は、下記のとおり、2025年12月15日付で下記1の分割信託及び承継信託につき吸収信託分割を行いますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

1 分割信託及び承継信託の特定

(1) 分割信託

ア 信託の当事者

委託者兼受益者1

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

委託者兼受益者2

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

SMFLみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社SMB C信託銀行

イ 信託の年月日及び契約名称

2022年7月1日付不動産管理处分信託契約書 受益権譲渡制限付（テルウェル代々木ビル）（その後の変更を含む。）

(2) 承継信託

ア 信託の当事者

委託者兼受益者1

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

委託者兼受益者2

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

SMFLみらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社SMB C信託銀行

イ 信託の年月日及び契約名称

2022年7月1日付不動産管理处分信託契約書 受益権譲渡制限付（新宿明治通りビル底地）（その後の変更を含む。）

2 上記一の分割信託及び承継信託において作成された財産状況開示資料等

上記一の分割信託及び承継信託についての、信託法施行規則（平成19年法務省令第41号）第15条第2号及び第3号に掲げる事項については、下記連絡先にご照会下さい。

3 分割が効力を生ずる日以後の上記1の分割信託及び承継信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については下記連絡先にご照会下さい。

4 連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社SMB C信託銀行

電話番号 03-6854-5757

2025年11月10日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

株式会社SMB C信託銀行

代表取締役 萩原 攻太郎